

不動産取引の機会を捉えた防災情報の周知に関する協力協定

(趣旨)

第1条 この協定は、市民が災害危険箇所・避難場所等の防災情報を知るために、千葉市（以下「甲」という。）が一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部（以下「乙」という。）に対し、市内の不動産取引において、住宅購入者等へのハザードマップの防災情報の提供の協力を求めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(協力業務)

第2条 乙は、会員に対し、物件説明の際に、顧客に対してハザードマップを提示し物件の位置を説明するよう協力を求めるものとする。
2 甲は、ハザードマップを作成し、この業務が円滑に行われるよう必要な措置を執るものとする。

(乙の業務)

第3条 乙は、この協定について会員の理解と協力が得られるよう努力するとともに、この業務が円滑に実施されるよう、会員に対し、情報提供等を行う体制の整備に努めるものとする。

(意見交換)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時意見交換をするものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては千葉市総務局危機管理課とし、乙においては一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部事務局とする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、令和2年2月4日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月4日